

港長公示第 1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 8 年 7 月 8 日

尾道糸崎港長（公印省略）

尾道糸崎港第 2 区尾道市土堂 2 丁目前面海域における航泊の禁止について

尾道市土堂 2 丁目尾道商工会議所前面海域において、花火大会が行われるため、下記の期間及び区域において船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間

令和 8 年 7 月 25 日（土）

午後 7 時 00 分から午後 8 時 35 分まで（花火打上げ終了まで）の間

2 区域（位置図参照）

次のイ～ロ、ハ～ニ、ホ～への地点を結んだ線と陸岸により囲まれた海面

イ 北緯 34 度 24 分 26.2 秒 東経 133 度 12 分 07.8 秒

ロ 北緯 34 度 24 分 18.8 秒 東経 133 度 12 分 11.5 秒

ハ 北緯 34 度 24 分 17.0 秒 東経 133 度 12 分 13.7 秒

ニ 北緯 34 度 24 分 17.0 秒 東経 133 度 12 分 14.8 秒

ホ 北緯 34 度 24 分 23.0 秒 東経 133 度 12 分 26.7 秒

へ 北緯 34 度 24 分 32.2 秒 東経 133 度 12 分 21.2 秒

3 標識の設置

イ、ロ、ホ、への 4 地点付近に回転灯（赤色）が設置される。

イ～ロ、ホ～への各中間地点に灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光、光達距離 4 k m）が設置される。

4 備考

（1）航泊の禁止期間中、警戒船 6 隻及び巡視艇が指導警戒にあたる。

（2）次に掲げる船舶については、航泊を許可する。

① 尾道海上保安部所属巡視艇、監視取締艇

② 住吉花火大会行事関係船舶 16 隻（花火打上げ台船 2 隻、神興海上渡御船舶 6 隻、警戒船 6 隻、通船 1 隻、転落者対応船 1 隻）

③ 救急患者搬送船 1 隻（しまなみ）

④ 旅客船 1 隻（ニューびんご）〔午後 7 時 6 分尾道駅前栈橋着及び午後 7 時 8 分尾道駅前栈橋発の 2 便に限る。〕

⑤ 上記の船舶のほか、港長が認めた船舶（停泊に限る）

位置図

